議案第７０号　令和７年度三田市下水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

１　未処分利益剰余金の処分に関する取扱い

⑴　地方公営企業法の規定により、未処分利益剰余金を処分する場合は、議会の議決が必要となっています。

⑵　地方公営企業制度に基づき、減債積立金を使用して企業債を償還した場合、使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れます。

２　令和７年度剰余金処分(案)の内容(決算書Ｐ６、７参照)

（単位：円）

	資本金	減債積立金	未処分利益剰余金
前年度処分後残高	3,931,409,665	960,829,384	(繰越利益剰余金) 0
当年度変動額	0	△200,000,000	358,827,562 【内訳】 [減債積立金 200,000,000] [当年度純利益 158,827,562]
当年度末残高	3,931,409,665	760,829,384	358,827,562
議会の議決による処分額	200,000,000	0	△200,000,000
資本金への組入	200,000,000	0	△200,000,000
処分後残高	4,131,409,665	760,829,384	(繰越利益剰余金) 158,827,562

令和７年度の当年度未処分利益剰余金は、以下のとおり処分します。

⑴　企業債償還に充当した減債積立金 200,000,000 円は、資本金に組み入れます。